

一宮市本庁舎14階

「市民ギャラリー」出展者の方へのご案内

◎台車などで作品を搬入する場合について(朝8時30分から可能)

- ①本庁舎南側エリアに車を駐車してください。
(様々な業者が搬入に使用しますので車両の通行の邪魔にならぬようご配慮ください。)
- ②南側搬入扉は常時施錠されています。インターホンにて市民ギャラリー出展者と申し出てください。かぎを開錠します。
※台車なども貸出可能です。台車が必要な場合は、1階総合案内まで声掛けください。
- ③台車の使用に関わらず作品搬入時のエレベータ使用は、南側エレベータのみです。
中央エレベータに荷台車を乗せることはできませんので、ご注意ください。
- ④南側エリアは非常に混雑します。搬入が終わりましたら、速やかに本庁舎駐車場に駐車をお願いします。

搬出も同様の流れとなります。最終日17時15分までに搬出をお願いします。



市民ギャラリー貸出可能設備一覧

∞∞ 市民ギャラリーでは、ご利用いただく際に貸出可能な物品を常備しております。 ∞∞
ご参照の上、活用ください。

1、ピン類

壁面は、すべて貼り付け禁止です。ご覧のようなピン類をご使用ください。
数量に関しては、用意されたもののみです。**※壁にテープを貼ることは禁止しております。**



2、白色テーブルクロス…10枚



1, 2→

ピン類・テーブルクロスは、南側のボード左手の中にあります。自由に活用ください。
※施錠はしてありません



3、机・・・ 8脚 【W180CM×D45CM】

4、折りたたみ椅子・・・ 4脚

5、調整棒 大・小・・・ 各1本

大【約210CM】



小【約170CM】



6、展示パネル・・・ 3枚 【H171cm×W300cm】 ①

3枚 【H171cm×W120cm】 ②

3枚 【H171cm×W90cm】 ③

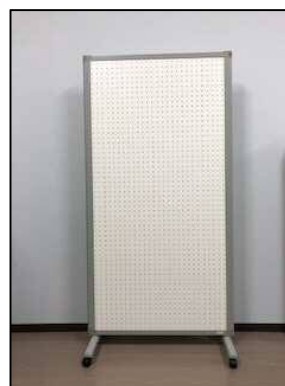
①



②



③



展示パネルに関しては、公用としても使うため時期によってはご用意できない可能性もあります。
事前にご相談ください。

3, 4, 5, 6→

展望ロビー南側の白い扉の中にあります。(施錠されています。)

職員が開錠しますので、当日の準備の際に5階資産経営課まで申出ください。



7、台車

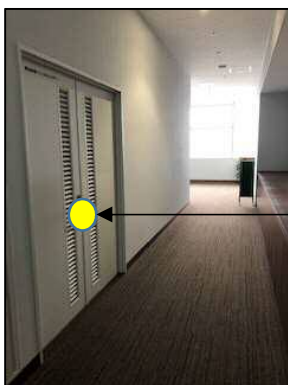


7→

使用の際は総合案内に申し出てください。

8、脚立・・・使用最大長さ 1m60cm ①

使用最大長さ 2m00cm ②



8→

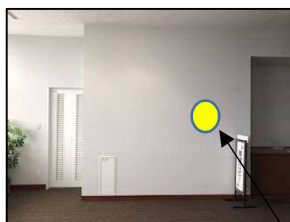
南側廊下の白い扉の中にあります。(施錠されています。)

職員が開錠しますので、当日の準備の際に5階資産経営課まで申出ください。

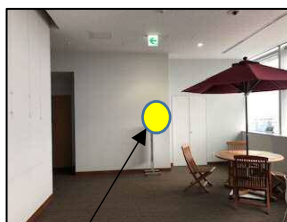
市民ギャラリーの設営時の注意事項

①「市民ギャラリー」として使用できる面は、西面のみです。
南面と北面をご利用される場合は、展示パネルのご使用をお願いします。
東面の窓辺は置物作品などの展示が可能です。

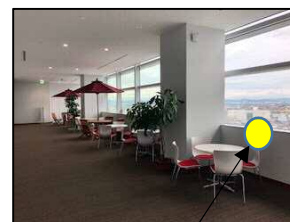
南面



北面



東面



展示パネル使用

窓辺置物展示可

②作品を飾るアームは、36本でフックは各1本につき2個です。

③電子ポスター及び立看板での展示案内をします。

正面玄関



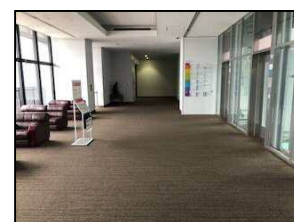
北廊下



南廊下



14階
エレベータホール



立看板用のポスター（A3タテ）を3枚当日までご準備ください。
正面玄関は電子ポスターです。電子データがある場合は
ご提出ください。

※事前提出、メールによる送付も可

メールアドレス: shisankeiei@city.ichinomiya.lg.jp

その他の注意事項

- ①作品の設置、備品(机・椅子等)の運び出し・片付けなどは、出展者で行っていただきます。市職員はお手伝いしませんので、ご理解をお願いします。
作品の設置前及び運び出し終了後は必ず5階資産経営課にご連絡ください。
- ②電源が必要な作品に限り、コンセントの使用を認めます。ただし、合計600W以上の消費電力の場合や、作品を照らすための照明に使用する場合は認めません。
- ③市民ギャラリーへお越しのお客様は、駐車場が2時間無料となります。
1階総合案内に市民ギャラリーを観覧したと申し出てください。「ギャラリー」の印を押印し無料処理を行います。
- ④主催の受付などで2時間以上駐車される方については、お帰りの際に5階資産経営課まで駐車券をご持参ください。資産経営課でスタンプを押します。
1階総合案内に駐車場を再度提示することで、2時間以上の駐車券無料処理を行います。
- ⑤展示期間内でも、市民の方の休憩場所として開放しています。あらかじめご承知おきください。
- ⑥市民ギャラリー設営、開催に関して主催者に発生する事故などについては、市が加入する補償保険の対象外となっております。あらかじめご承知おきください。
- ⑦市庁舎という施設であるため、作品等の販売、サークル会員の勧誘等作品の展示以外の行為は禁止されています。ご了承ください。

【担当】

資産経営課 0586-28-8961